

深川ライフ応援



奨学金返還サポート!

最大月額1万円×5年間(60ヵ月)助成します
補助期間が3年間→5年間に拡大しました

補助の対象となる方

1. 大学・大学院・短大、高等専門学校及び専門学校(修業年限2年以上)を卒業した方
2. 平成31年4月1日以降、市内事業所に正規社員等として就業(自営業を含む)した方 ※公務員を除く
3. 就業時の年齢が30歳未満で本市に住民登録があり、現に居住している方
4. 奨学金を返還中で、他の制度等による奨学金の返還補助を受けていない方
5. 市税及び奨学金の返還において滞納がない方

補助の対象となる奨学金

- ✔ 独立行政法人日本学生支援機構奨学金(第一種・第二種)
- ✔ 深川市奨学資金

お問合せ

深川市役所 経済・地域振興部 地域振興課

深川市2条17番17号

TEL: 0164-26-2276 FAX: 0164-22-8134

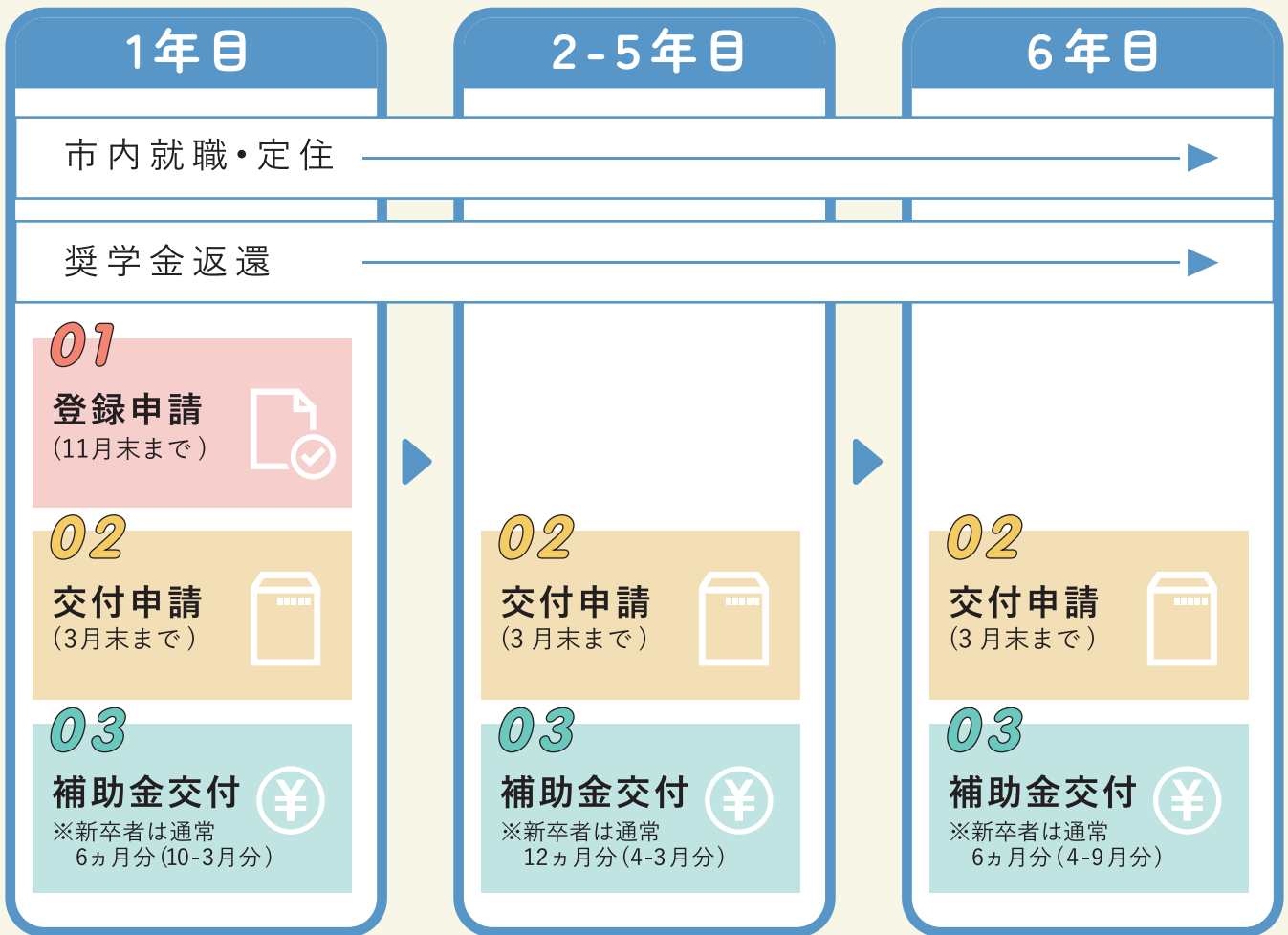


詳しくはWEBサイトをご覧ください

深川ライフ応援



申請手順



01 まずは必要書類を揃えて登録申請をしよう!

02 登録ができたら交付申請の案内が来るので、書類を用意しよう!

奨学金返還サポート!

Q&A

Q2

いま29歳です。12月に就業したため、11月末までに登録申請ができませんでした。次年度で30歳になるので対象になりませんか?

就職した時の年齢が29歳以下で、要件を満たしている場合は補助対象となりますので、次年度の11月末までに登録申請を行ってください。

ただし、5年以内に奨学金の返還が終了する場合は、その時点までの分が補助対象となります。

Q1

補助の要件となる「正規社員等」とはどのような社員ですか?

- ① 期間の定めのない労働契約をしている方
 - ② 労働時間が通常の労働者の所定労働時間と同じ方
 - ③ 賃金や福利厚生等においても長期雇用を前提とした方。
もしくは個人で農業、その他の事業を営む方や従事する方
- 上記3つに当てはまる方が対象となります。

Q3

深川市外から定住しなければ補助対象になりませんか?

従来から深川市に住民登録のある方でも、平成31年4月1日以降に就業し、その他の要件も満たしている場合は補助対象となります。